

かわち



巣立ちのとき
それぞれの思いを胸に

3月10日、町内の2中学校で卒業式が挙行されました。今年の103名（河内中70名、金江津中33名）の卒業生は中学生活3年間の思い出を胸に、また9年間の義務教育を終えそれぞれの進路へ巣立っていきました。
(写真：河内中学校卒業式より)

<主な内容>

平成22年度河内町予算の

概要をお知らせします……………P 2～5

4月1日から役場の組織が一部変わります…P 6～7

第3次河内町行政改革大綱が策定されました…P 8～9

障害福祉係からのお知らせ……………P 12～13

農地制度が大きく見直されました……………P 14

稲敷広域消防本部からのお知らせ……………P 15

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 5月6日(木) 午前10時～正午
5月17日(月) 午前10時～午後3時
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後9時～正午
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 第1・第3水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎 本庁舎3F
☎029-823-1123
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故2月発生状況

(前月比) (累計)
発生件数(人身事故) 5件(+1) (9)
死者数 0人(±0) (0)
負傷者数 7人(+3) (11)
竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 3人 転入 24人
おくやみ 8人 転出 9人

◆ 人口・世帯 ◆

平成22年3月1日現在

人口 10,596人 (+10)
男 5,203人 (+6)
女 5,393人 (+4)
世帯数 3,408世帯 (+8)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会	学校教育G	☎84-3322
都立備課	上下水道G ☎84-2361	事務局	生涯学習G	☎84-2843 (公民館)
建設環境G	☎84-2921	福祉センター		☎84-3699
つつみ会館	☎86-3740	保健センター		☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防犯かわち	(音声案内)	☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター		☎84-5455

◆ 休日診療当番医(4・5月) ◆

稲敷地区	龍ヶ崎地区		
4月			
4日	横田医院 ☎62-0047	斎藤クリニック ☎64-3527	
11日	松本クリニック ☎62-4747	福岡小児科医院 ☎66-3245	
18日	細井クリニック ☎66-2000	みやおか外科整形外科 ☎62-3761	
25日	鴻巣クリニック ☎61-0151	龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック ☎64-3133	
29日	セントラル腎クリニック龍ヶ崎 ☎62-1212	朝野循環器科クリニック ☎62-0178	
5月			
2日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	渡利耳鼻咽喉科医院 ☎62-4133	中村クリニック ☎64-6655
3日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-894-2627	八代内科医院 ☎64-1710	いがらしクリニック ☎62-0936
4日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	山村医院 ☎66-0555	牛尾病院 ☎66-6111
5日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	野村医院 ☎62-6561	山本医院 ☎66-3348
9日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	兼子内科循環器科 ☎64-3105	北竜台耳鼻咽喉科クリニック ☎95-3387
16日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	飯野クリニック ☎60-2323	池田病院 ☎64-1152
23日	坂本耳鼻咽喉科医院 ☎029-894-2627	村井医院 ☎62-3380	いしかわクリニック ☎62-0378
30日	角崎クリニック ☎0297-87-6030	龍ヶ崎医院 ☎62-0550	若松内科胃腸科医院 ☎64-0533

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-241-4199

救急医療情報システム
ホームページ: <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
携帯サイト: <http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(5月) ◆

資源回収日	燃えないごみ収集日	
A地区 11・25 C地区 18	A地区 15	C地区 22
B地区 6・20 D地区 13・27	B地区	D地区
燃えるごみ収集日		粗大ごみの予約収集日
全地区 毎週月・水・金曜日		5月中の予約→6月5日



河内町の 予算の概要を お知らせします



今年度の一般会計予算は 37億2,148万円

平成22年度の河内町予算が成立しましたのでお知らせします。一般会計予算の総額は37億2,148万円です。前年度と比較して3億2,183万円（8・0％）の減となっております。（千円以下端数処理）

限られた財源を効率的に配分し、「太陽が光りかがやく水とみどりの調和した、安心して暮らせるまち河内」の実現に向けた予算編成を行いました。

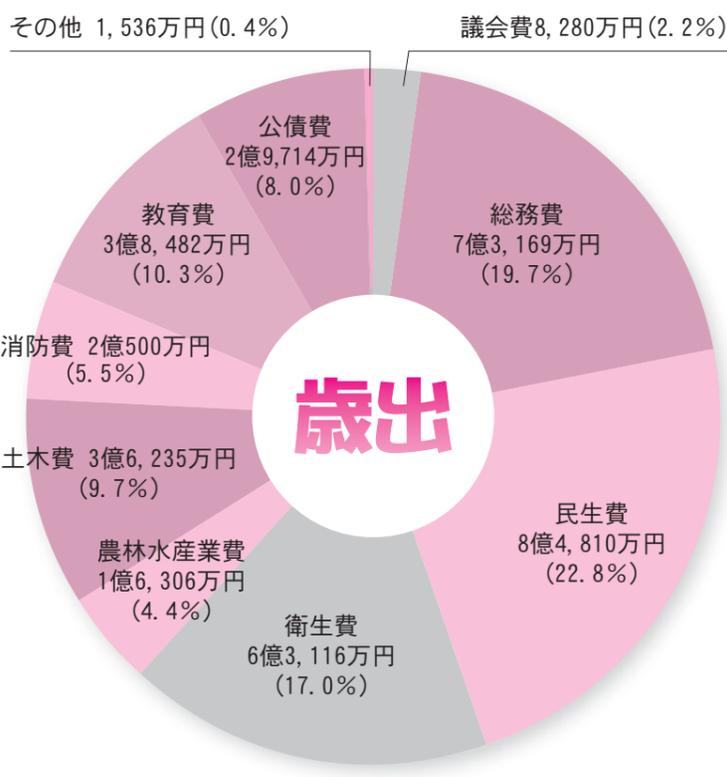
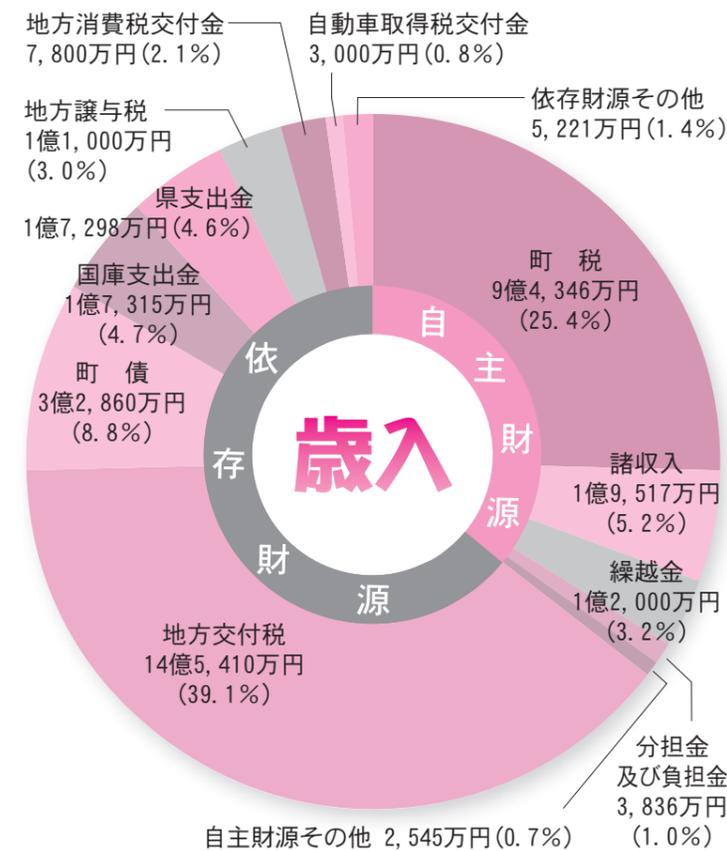
【一般会計歳入】

一般会計の歳入構成については、地方交付税、町税で歳入全体の64・5％を示しており、続いて町債8・8％、諸収入5・2％、国庫支出金4・7％の順になっております。

前年度当初予算と比較すると国庫・県支出金、地方特例交付金等が増額となり、一方で町税、繰入金、町債等が減額となっております。

町税予算額は、9億4,346万円です。前年度比4・0％減となり、個人所得割や法人税割の伸び悩み等による町民税の減額が見込まれる中で、

平成22年度予算 一般会計予算は37億2,148万円



【一般会計歳出】

歳出予算については、最も構成比の高いものは民生費の22・8％で、以下総務費の19・7％、衛生費17・0％、教育費10・3％の順となっております。

前年度当初予算と比較すると農林水産業費、教育費、公債費等が減額となり、一方で総務費、民生費等が増加しております。

主な事業としては、新規事業として子ども手当や町営住宅基本設計等があります。また、生活環境改善事業（民家防音）、コミュニティバス運行事業、次世代育成支援金、町道整備事業等についても引き続き計上しております。

町民一人当たりの町税額
約9万円

町民一人当たりの歳出額
約35万円

(平成22年3月1日現在10,596人)

町税内訳

町民税	4億4,311万円
固定資産税	4億6,347万円
軽自動車税	2,568万円
たばこ税	5,000万円

自主財源その他内訳

使用料及び手数料	2,142万円
財産収入	228万円
繰入金	174万円
寄附金	1万円

- ◆ 議会費 8,280万円
- ◆ 総務費 7億3,169万円
 - 総務管理費 5億2,938万円
 - 徴税费 1億1,018万円
 - 戸籍住民基本台帳費 7,078万円 など
- ◆ 民生費 8億4,810万円
 - 社会福祉費 4億5,493万円
 - 児童福祉費 3億9,277万円 など
- ◆ 衛生費 6億3,116万円
 - 保健衛生費 3億1,445万円
 - 清掃費 3億1,671万円
- ◆ 農林水産業費 1億6,306万円
- ◆ 商工費 1,036万円
- ◆ 土木費 3億6,235万円
 - 土木管理費 6,247万円
 - 道路橋りょう費 5,594万円
 - 都市計画費 2億4,025万円 など
- ◆ 消防費 2億500万円
- ◆ 教育費 3億8,482万円
 - 教育総務費 9,042万円
 - 小学校費 9,119万円
 - 中学校費 5,863万円
 - 社会教育費 5,701万円
 - 学校給食費 7,742万円 など
- ◆ 公債費 2億9,714万円
- ◆ 予備費 500万円

生活環境の向上

ごみ処理

- ・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金 2億3,307万円
- ・塵芥処理収集事業 2,230万円
- ・新清掃工場関連施設分担金 660万円

し尿処理

- ・龍ヶ崎地方衛生組合分担金 4,915万円
- ・合併処理浄化槽設置整備事業 640万円

消防・防災

- ・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金 1億5,824万円
- ・稲敷地方広域市町村圏事務組合水防費負担金 186万円

航空機騒音対策

- ・生活環境改善事業（民家防音） 5,005万円

教育文化の向上

学校教育

- ・給食調理業務委託 3,270万円
- ・外国人講師派遣業務（小中学校） 875万円
- ・耐震補強改修工事設計委託（金江津小学校） 651万円
- ・チームティーチング（小中学校） 551万円
- ・スクールバス運行事業（小学校） 542万円
- ・中学生海外派遣視察研修 344万円

青少年の健全育成

- ・子ども教室推進費 76万円

伝統文化・地域文化

- ・いきいき祭り補助金 700万円

まちの特性を活かした産業の振興

農業の振興

- ・国営新利根川沿岸地区農業水利事業負担金 3,293万円
- ・水田農業構造改革対策町単独奨励金 1,500万円

- ・農道舗装事業負担金 984万円
- ・町特産物PR活動事業 400万円

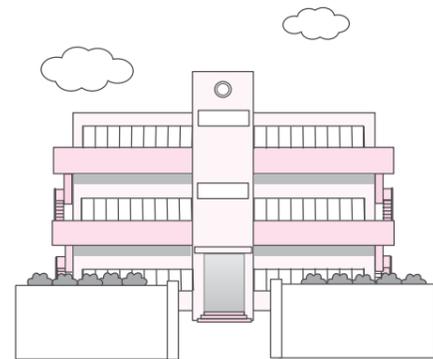
商業の振興

- ・町商工会補助金（通常分） 400万円
- ・信用保証料補給金（自治金融） 100万円

まちづくりの基盤整備

道路・交通

- ・町道整備事業 5,000万円
- ・コミュニティバス運行事業 630万円



平成22年度予算総括

会計別	平成22年度	平成21年度	比較	増減率(%)	
一般会計	37億2,148万円	40億4,331万円	▲3億2,183万円	▲8.0	
特別会計等	◇国民健康保険特別会計	13億3,824万円	13億1,911万円	1,913万円	1.5
	◇老人保健特別会計	8万円	782万円	▲774万円	▲99.0
	◇介護保険特別会計	6億6,910万円	5億9,992万円	6,918万円	11.5
	◇介護サービス事業特別会計	908万円	953万円	▲45万円	▲4.7
	◇後期高齢者医療特別会計	8,153万円	8,943万円	▲790万円	▲8.8
	◇下水道事業特別会計	3億1,974万円	3億5,820万円	▲3,846万円	▲10.7
	◇水道事業会計				
	収益的収入及び支出	2億4,583万円	2億5,927万円	▲1,344万円	▲5.2
	資本的収入	3,089万円	457万円	2,632万円	575.9
	資本的支出	1億2,495万円	8,214万円	4,281万円	52.1

太陽が光りがやく 水とみどりの調和した 安心して暮らせるまちづくりに向けて

河内町は、「住民がやすらぎをもち、安心して暮らせるまちづくり」、「太陽と水と緑の農業空間を活かしたより魅力あふれるまちづくり」、「明日を見据えた人とこころを育むまちづくり」を3つの基本理念としてまちづくりに取り組み、基本計画を定めています。その項目ごとに今年度行う主な事業を紹介します。

平成22年度の主な事業概要

○主な新規事業

- ・子ども手当（10か月分） 1億5,691万円
次世代の社会を担う子ども一人ひとりの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了前までの子どもを対象に支給するものです。

- ・町営住宅基本設計 300万円
若者の定住促進や住宅に困っている方への住宅確保のための事業で、今年度においては町営住宅建設の基本設計を行います。

- ・町商工会補助金（かわち寿大学協賛店助成分） 200万円
かわち寿大学事業に賛同していただいている協賛店に対してのものです。

- ・かわち寿大学補助金 160万円
昨年9月に開校した「かわち寿大学」の学生生活の活性化を図るためのものです。
大学は高齢者が学生生活を通していきがいのある充実した生活を送り、将来的に医療費の削減を目的として設立しました。



○その他の主な事業

福祉・保健の向上

地域福祉

- ・町社会福祉協議会補助金 2,861万円

児童福祉

- ・こども園運営費 1億9,667万円
- ・次世代育成支援金 1,704万円
- ・児童手当（2か月分） 1,067万円
- ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 1,008万円

高齢者福祉

- ・老人保護措置費 1,368万円
- ・シルバー人材センター運営補助金 542万円
- ・敬老福祉大会事業 250万円
- ・外出支援サービス事業 151万円
- ・愛の定期便事業 84万円

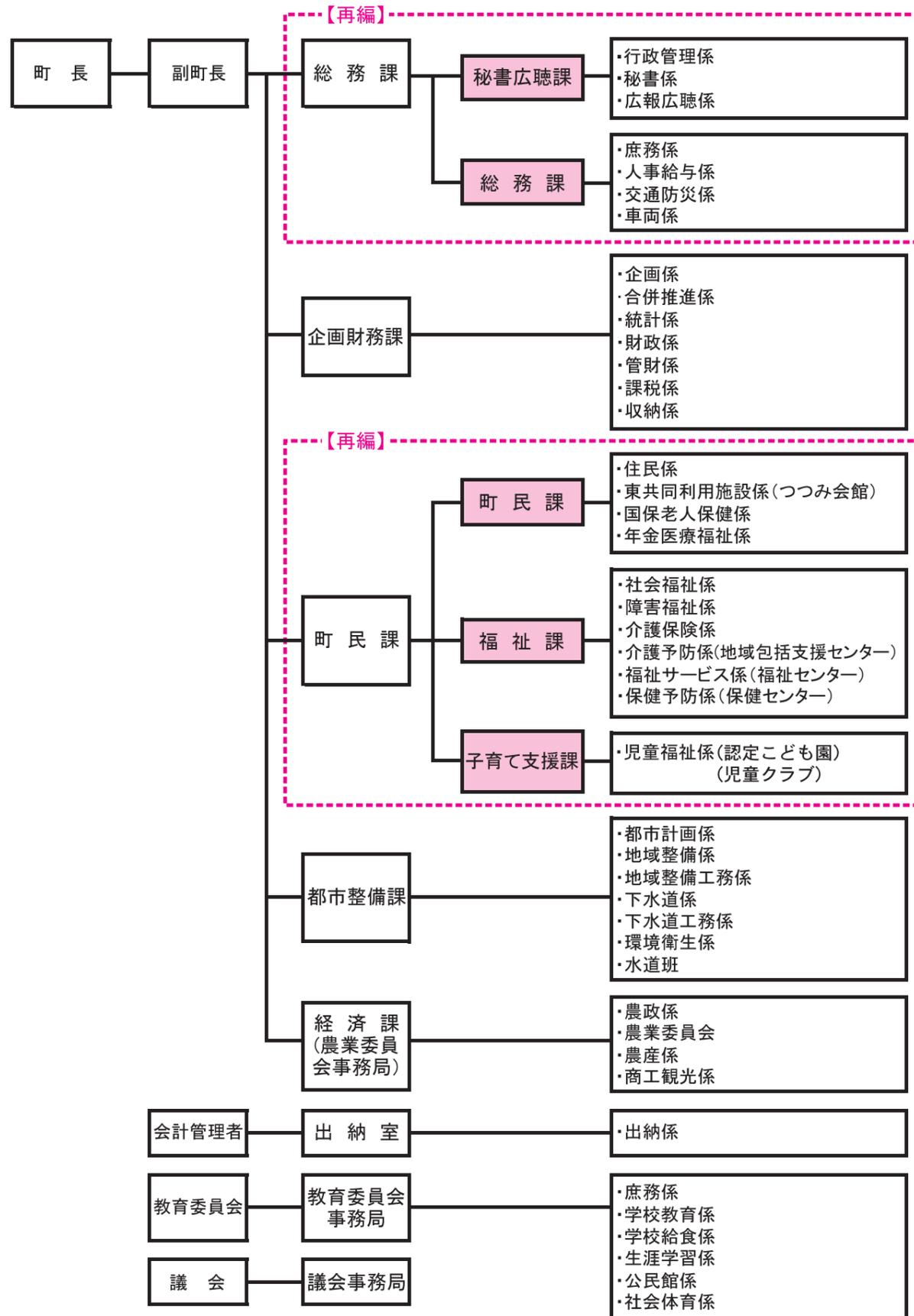
障害者福祉

- ・障害福祉サービス費 6,556万円
- ・地域活動支援センター事業 500万円
- ・補装具給付事業 130万円
- ・日常生活用具給付事業 90万円

保健・医療

- ・医療福祉費（マル福） 5,715万円
- ・健康づくり推進事業（基本健診等） 1,185万円
- ・予防接種業務 988万円
- ・妊婦乳児健康診査業務 768万円
- ・病院群輪番制病院運営費 285万円
- ・難病患者支援費 180万円

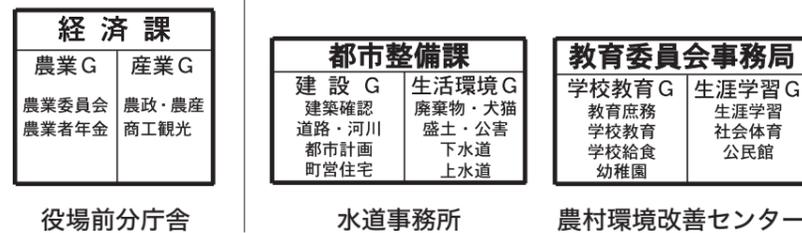
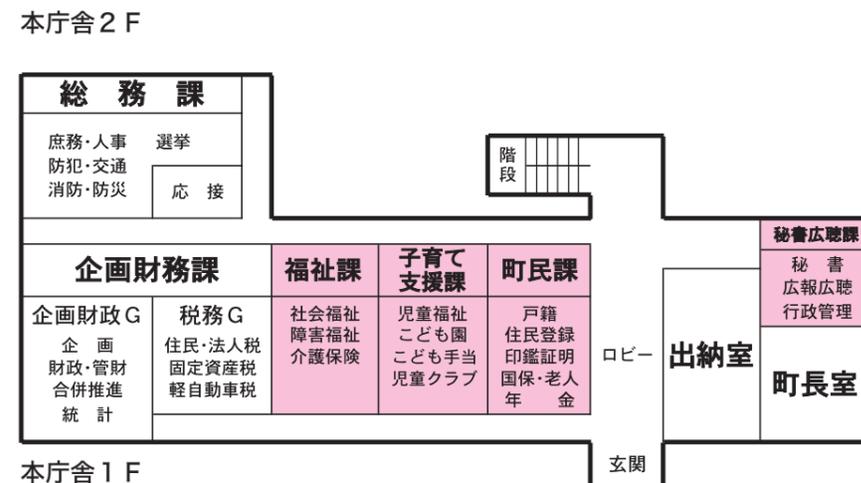
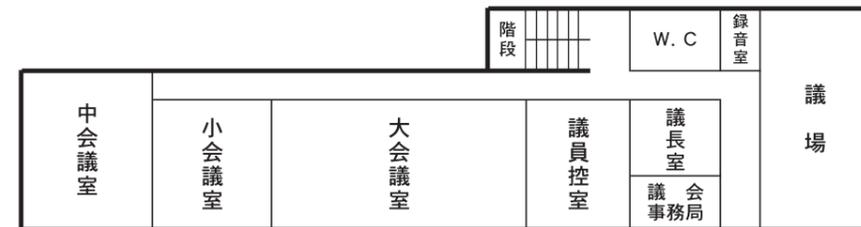
機構改革の概要



平成22年4月1日から
役場の組織が一部変わります。

○行政機構及び付属機関の事務事業の改善及び効率的な行政運営に向けた組織・機構の見直し
新たな行政課題や多様化した行政需要に的確に対応するため、常に時代に即応した組織・機構の見直しを行い、より効率で効果的な行政体制を推進します。(「第3次行政改革大綱」推進項目より抜粋。)

機構改革後の各課の配置(予定)図



【機構改革の概要】

社会環境の変化や時代のニーズへの迅速な対応を目指し、平成18年4月に機構改革を行いグループ制の導入を図り事務の簡素・効率化を推進してまいりました。しかしながら、制度改正をはじめ多様化する行政需要への対応や住民サービスの更なる向上にむけ組織体制の見直し検討を図り、平成22年4月1日から行政機構の一部を再編成いたしました。新たな行政機構による各課の配置及び主な事務についてお知らせいたします。

具体的推進事項一覧

推進方策	推進方策の項目	具体的な推進事項	主管課及び関係課
1. 住民の立場に立った行政運営の確立	(1) 窓口等における行政サービスの向上	町民の観点に立った行政サービスの推進と適切な接遇の徹底	全 課
	(2) 事務手続き等の合理化による町民の利便性の向上	各種手続きの簡素・合理化を図り住民の利便性の向上及び事務処理の迅速化	総務課 町民課
	(3) 情報公開の推進と広聴制度の充実	行政情報の積極的な公開と行政懇談会、モニター制度等の充実	秘書広聴課
	(4) 住民票等の休日交付制度の拡充	①住民票等の休日交付制度の充実 ②納税関係証明書の休日交付の実施	町民課 企画財務課
	(5) 女性委員等の積極的登用	男女共同参画社会基本法に基づく積極的な女性委員参画の推進	秘書広聴課 全 課
2. 効率的な行政運営の確立	(1) 民間委託等の推進	①事務事業の効率化に向けた民間機能の活用 ②税金等の納入における民間機能の活用に向けた検討	総務課 企画財務課 全 課
	(2) 事務・事業の再編整理	①業務のスピードアップ化（行政組織規則、事務決済規定の見直しによる業務処理時間の短縮） ②地方分権に伴う事務の権限移譲を見据えた行政運営方法の検討及び情報収集・管理体制の構築	総務課 全 課 秘書広聴課 全 課
	(3) 業務委託等の見直し	①委託契約業務の効率化（各施設の保守管理費等の契約業務を一本化、見積比較、入札による経費削減） ②業務委託等の見直し（OA機器、システム賃借及び保守、塵芥処理収集業務・等、削減を含む見直しの検討）	企画財務課 全 課
	(4) 行政運営の効率化と透明性の向上	①業務の進行管理による効率的な行政運営の確立（業務年間計画の作成、連携及び協力体制強化の推進） ②事務・事業の評価制度の導入に向けた検討	総務課 全 課 総務課
	(5) 企業会計及び特別会計事業の運営効率化	企業会計及び特別会計への繰出金の抑制及び事業の効率化の推進（国保・介護・老人・下水道・上水道）	企画財務課 福祉課 都市整備課 町民課
	(6) 第3セクターの再評価及び監視体制と指導の強化	第3セクターの再評価、監視体制と指導の強化	総務課 企画財務課 経済課
	(7) 事務・事業の広域的連携及び見直し	広域行政における事務・事業の連携・調整及び見直し（介護認定審査会の単独化）	福祉課
	(8) 住民と協働した行政運営の推進	行政主導の事業運営から住民が自主的かつ自立的に運営できる組織づくりの推進	全 課
3. 時代に即応した組織体制と人材の育成	(1) 行政機構及び付属機関等の整理合理化の推進	①事務事業の改善及び効率的な行政運営に向けた組織・機構の見直し ②認定こども園運営の充実に向けた検討	総務課 秘書広聴課 子育て支援課
	(2) 定員管理及び給与等の適正化の推進	①定員適正化計画に基づく定員適正化の推進 ②臨時職員の効果的な雇用の推進 ③給料・手当の適正化計画に基づく推進（非常勤特別職、特殊勤務手当、旅費等）	総務課 全 課 総務課
	(3) 職員の能力開発の推進	①職員研修の充実 ②人事交流の推進 ③人事評価制度の推進	総務課 総務課 総務課
4. 行政運営における情報化の推進	(1) 行政内部の電子化	行政情報の電子化、ペーパーレス化を推進するとともに、職員の情報管理能力の向上と意識改革	企画財務課 総務課
	(2) 官民接点のオンライン化	行政手続の電子化の推進及び利用促進の検討	企画財務課 全 課
	(3) 行政情報のインターネット公開及び利用促進	ホームページを活用した積極的な行政情報の公開及び住民の利便性の向上の推進	秘書広聴課
	(4) 情報公開条例及び個人情報保護条例の適正な運用	行政文書公開条例に基づく適正な情報の公開及び個人情報保護条例に基づく情報管理の徹底	総務課
5. 財政運営の健全化	(1) 財政状況の公表	町民にわかりやすい財政状況の公表	企画財務課
	(2) 財政健全化計画の推進	長期的な財政収支見通し及び具体的方策や目標の提示	企画財務課
	(3) 補助金の整理合理化	零細なもの、効果が消滅したものなどの廃止又は統合、あるいは期限を設定して打ち切るなど、徹底した見直しの実施	企画財務課 全 課
	(4) 使用料・手数料の見直し	各種諸証明手数料、公共施設使用料、一般廃棄物処理手数料等	全 課
	(5) 課税客体の適正な把握と徴収率の向上	納付意識の啓発・啓蒙に努め、滞納への早期対応、重点整理、滞納処分の強化	企画財務課
	(6) 財源の確保 ※新規	徹底したコスト削減、事務事業等の見直しをはじめ、新たな収入財源等の検討及び財源の確保	全 課

第3次河内町行政改革大綱を策定

～ 自主的・持続的な行財政基盤の確立に向けて～

◆問合せ先 秘書広聴課 TEL 8 4 - 2 1 1 1 (内線103)

『第3次行政改革大綱』の策定にあたって

本町では、平成8年6月に「河内町行政改革大綱」を策定し、効率的な組織・機構の確立を図り積極的な行政改革に取り組み、人件費をはじめとする経常経費等の削減等に努めるとともに更なる行政改革の推進に向け、平成17年11月には「第2次河内町行政改革大綱」を策定し全庁的に行政内部の改革に取り組んでまいりましたが、平成21年度をもって「第2次行政改革大綱」に定める5年間の実施期間が満了いたしました。

しかしながら、これまでも増して将来を見据え今後予想される諸課題に的確に対応し得る行政運営の確立に向け「第3次河内町行政改革大綱」を策定し、引き続き向こう5年間（平成22年度～平成26年度）に渡って行政改革を推進するとともに「第4次河内町総合計画」に掲げる町の将来像である「太陽が光かがやく水とみどりの調和した安心して暮らせるまち河内」の実現に向けたまちづくりに取り組みでまいります。

今後、この第3次行政改革大綱に基づき、町議会をはじめ町民の皆様のご指導、ご協力をいただきますようお願いいたします。

推進方策

1. 住民の立場に立った行政運営の確立

住民のくらしの視点に立った行政運営の確立に向け、より一層の窓口サービスの充実・向上はもとより、各種事務手続きの簡素・合理化による利便性の向上に努めます。

2. 効率的な行政運営の確立

地方分権改革の流れを踏まえ限られた財源のなかで様々な行政課題や住民ニーズに対応できる業務体制の確立に向け、内部経費の削減を基本に事務事業の再編・整理を行うとともに徹底的な簡素・効率化を推進していきます。また、事務事業の効果を客観的に判断する基準としての事業評価制度の導入についても検討します。

3. 時代に即応した組織体制と人材の育成

社会環境の変化及び時代のニーズに迅速かつ機動的に対応していくため、常に組織・機構の見直しを図り事務事業の改善及び付属機関等についても整理合理化を行いより簡素で効率的な組織づくりを推進していきます。

4. 行政運営における情報化の推進

行政運営の効率化及び住民の利便性の向上に向け行政情報の積極的な公開や各種行政手続きのオンライン化をさらに推進するとともに、情報セキュリティ対策についても個人情報情報の取り扱いに十分に配慮することはもとより職員の情報管理能力の向上を図ります。

5. 財政運営の健全化

依然として先が見えない社会経済状況のなか、自主的・自主的で持続可能な行政基盤を確保するため各般におよぶ経費等の徹底した削減に努めるとともに、これからの地方行政における役割を十分に踏まえた施策や事業の見直しを行い歳出の削減に努めます。



2月18日、福智議長をはじめ町民の代表による行政改革推進委員会が開催され、第3次行政改革大綱の策定について審議いただきました。

くらしの情報

★住民基本台帳カードの活用を

住民基本台帳カードはセキュリティの高いカードで、写真付カードは公的な身分証明書として利用できます。

また、行政手続きの電子申請にも利用でき便利です。

- 住民基本台帳カードの特徴
 - ・高度のセキュリティ機能を備えたICカードです。
 - ・写真付きの住民基本台帳カードは、公的な身分証明書として利用できます。
- ・住民票の写しの広域交付、転入転出の簡素化等で利用できます。

公的個人認証サービスの電子証明書を保存することで、インターネットから各種行政手続きが可能となります。

◆申込方法
役場町民課窓口で交付申請書を提出してください。その際、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書の写しが必要になります。

◆問合せ先
町民課住民係
TEL 84-2111



★国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金の最大のメリットは、支給される年金の一部に国庫支出金が含まれることです。この国庫支出金の割合が、平成22年度から、それまでの3分の1から2分の1に引き上げられました。

また、国民年金には、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金及び遺族基礎年金が設けられていて、私達の暮らしを厚く守ってくれています。

このように大切な国民年金ですが、保険料を納付期限までに納めていないと、老齢基礎年金の年金額が低くなったり、年金そのものが受けられなくなる恐れがあります。

平成22年度の保険料は、月額15,100円となっております。毎月、毎月の保険料は、社会保険庁から毎月4月の下旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。

納め先は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む) またはコンビニエンスストアとなっております。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

◆問合せ先
土浦年金事務所
TEL 029-824-7121
町民課年金医療福祉係
TEL 84-2111

★広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)

◆申込方法
①電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に 1.氏名、2.住所、3.掲載月、4.掲載ページ、5.「○○○」が写っている写真と明記してメールしてください。※画像サイズが約1MBから3MB程度です。

②電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。
(CD-R、MOなど)

◆問合せ先
秘書広聴課
TEL 84-2111(内線103)

★軽自動車税の減免申請のお知らせ

町では、次の日程で平成22年度の軽自動車税減免申請の受付をいたします。昨年度該当されている方も毎年申請が必要となりますので忘れずに申請してください。

◆申請期間
平成22年4月26日(月)～5月24日(月)まで

※土日祝日を除く

◆受付場所
企画財務課税務G窓口

◆対象になる軽自動車
・身体に障害を有し歩行が困難な物が所有する軽自動車等
・精神に障害を有し歩行が困難な物が所有する軽自動車等
・構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等

◆必要書類等
・身体障害者手帳(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)

・自走車検査証
・運転免許証
・印鑑

◆その他
・減免の対象となるのは、障害の区分や等級によって異なりますので詳細はお問合せください。

・普通車で減免を受けている方の申請はできません。
(各家庭で一台)

◆問合せ先
企画財務課税務グループ
TEL 84-2111(内線166)

★平成22年度春の全国交通安全運動

新入学シーズンを迎え、新たに通学(園)という交通行動に参加する子どもたちに対する交通安全指導の重要性や、高齢者が関係する交通事故の多発等、現下の交通事故情勢に対処するため、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図るため「春の全国交通安全運動」を実施します。

◆期間
平成22年4月6日(火)～15日(木)

◆スローガン
よく見てね 十じろ 丁じろ おうだん歩どう

◆運動の基本
子どもと高齢者の交通事故防止

◆運動の重点
(1)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
(2)自転車の安全利用の推進
(3)飲酒運転の根絶

◆統一行事
4月10日(土)は交通事故死ゼロを目指す日です。

★『茨城県青少年の健全育成等に関する条例』(平成22年4月1日施行)

茨城県では、これまでの『茨城県青少年のための環境整備条例』を全面改正した『茨城県青少年の健全育成等に関する条例』を平成22年4月1日に施行しました。

青少年の健全育成等の推進に向けて、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆主な改正点
◎青少年の健全育成の充実と若者の活動の支援の創設
◆前文の新設・条例の目的の見直し
◆基本理念の新設
○青少年の健全育成及び若者の活動の支援のあるべき姿勢を明示
○県、県民、保護者、青少年育成、事業者が相互に連携し一体的に推進
◆関係者の責務等の新設・見直し
○保護者、青少年育成者の責務を新設・県、県民、事業者の責務を見直し
・保護者の責務：青少年の健全育成にあたり最も責任が果たることを自覚し、青少年を監護・教育
・県民の責務：青少年のための良好な環境の整備・若者の活動の積極的な支援
○青少年および若者の努力を新設
◆青少年の環境整備の見直し
◆青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為に対する規制の新設・見直し
◆罰則の新設・強化
◆「青少年」の年齢の下限を小学校就学始期から0歳に引き下げ

★5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人一人が考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談所または人権擁護委員までご相談ください。

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心～

★農業委員会会長に 松川勝則氏 就任



会長に選任された松川勝則氏

新しい農業委員による初めての農業委員会が2月26日に開かれ、会長に松川勝則氏、会長代理に栗山隆雄氏が選任されました。

松川勝則氏 就任

◆関係者の責務等の新設・見直し
○保護者、青少年育成者の責務を新設・県、県民、事業者の責務を見直し
・保護者の責務：青少年の健全育成にあたり最も責任が果たることを自覚し、青少年を監護・教育
・県民の責務：青少年のための良好な環境の整備・若者の活動の積極的な支援
○青少年および若者の努力を新設
◆青少年の環境整備の見直し
◆青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為に対する規制の新設・見直し
◆罰則の新設・強化
◆「青少年」の年齢の下限を小学校就学始期から0歳に引き下げ

◆条例に関するお問合せ先
茨城県知事公室女性青少年課
TEL 029-1301-2183
FAX 029-1301-2189
Eメール josei2.pref.ibaraki.lg.jp
HP http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/syonen/yourai/yourai.html

水戸地方事務局
茨城県人権擁護委員連合会
◆相談窓口
竜ヶ崎人権擁護委員委員会
TEL 64-2607

◇日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者、心身障害者(児)。(介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
種類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者屋内信号装置等。
費用	基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況によりひと月の上限額が決定されます。)

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	1級/月額50,750円、2級/月額33,800円(平成22年3月31日現在)
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けるときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額26,440円(平成22年3月31日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合には支給されません。施設に入所しているとき、または、医療機関に3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額14,380円(平成22年3月31日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合には支給されません。障害による公的年金を受けるときは支給されません。
在宅障害児福祉手当	対象者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額3,000円(平成22年3月31日現在)
	支給制限	施設に入所しているとき、または、障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

◇重度障害者(児)住宅リフォームの助成

対象者	身体障害者手帳(下肢・体幹または、乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が、1級または2級)および、療育手帳(A)の交付を受けている者。(介護保険制度が優先。所得制限があります。)
内容	室内外における移動を容易にするためや、廊下、浴室、トイレ等の使用を容易にするための改造に要する費用(55万円を限度)の4分の3以内を助成します。(平成22年3月31日現在)

◇自動車税・自動車取得税の免除

条件	心身に障害のある者が使用(所有)する自動車、もしくは、その者と生計を一にする者が使用(所有)する自動車などで、一定の条件を満たす場合に対象となります。(障害者1人につき1台)
----	---

◇有料道路通行料金の減免

条件	身体障害者本人が運転するか、または、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台(自家用に限ります。のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
----	--

◇NHK受信料の減免

条件	身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。
----	--

障害福祉

～さまざまな福祉サービス・制度のお知らせ～

◆問合せ先 福祉課障害福祉係 TEL 84-2111 (内線175)

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。(障害の程度においても、受けられないサービスがあります。)

詳しくは、上記問合せ先までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能及び小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者
	内容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、等級は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除及び減免等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
療育手帳	対象者	児童相談所(18歳未満)または、茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。)
	内容	IQ等の判定により、(A)(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(20歳未満)、障害児福祉手当の受給(20歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除及び減免、医療福祉費支給制度の適用等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります。)
精神保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級及び2級は国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。
	援護内容	税金の控除及び減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	2年間(更新が必要な時には有効期限の切れる3ヶ月前から更新申請ができます。)

◇自立支援法

サ障 し 害 び 福 祉 費 用	内容	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度が優先となります。)
	費用	利用料の1割負担となります。(世帯の課税状況によりひと月の上限額が決定されます。)
医 自 立 支 援	内容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療費の助成。
	費用	医療費が1割負担となります。(世帯の課税状況によりひと月の上限額が決定されます。)

◇補装具の購入・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者。(介護保険制度が優先となります。)
種類	視覚障害：盲人安全杖、義眼等。聴覚・言語機能障害：補聴器等。肢体不自由：義肢、装具、車いす等。
費用	基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況によりひと月の上限額が決定されます。)

稲敷地方広域市町村圏事務組合からのお知らせ

◆平成22年度予算について

一般会計

(単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	予算額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金および負担金	3,173,579	92.4	議会費	2,806	0.1
使用料および手数料	5,950	0.2	総務費	108,225	3.2
財産収入	113	0.0	消防費	3,218,254	93.7
寄附金	1	0.0	公債費	103,068	3.0
繰入金	97,400	2.8	予備費	900	0.0
繰越金	12,000	0.4			
諸収入	3,010	0.1			
組合債	141,200	4.1			
歳入合計	3,433,253	100.0	歳出合計	3,433,253	100.0

特別会計

(単位：千円、%)

老人ホーム特別会計			水防事業特別会計		
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
分賦金および負担金	126,908	91.9	分賦金および負担金	9,331	85.0
使用料および手数料	122	0.1	財産収入	6	0.1
財産収入	26	0.0	繰入金	1,000	9.1
寄附金	1	0.0	繰越金	500	4.5
繰入金	10,000	7.3	諸収入	145	1.3
繰越金	1,000	0.7	歳入合計	10,982	100.0
諸収入	41	0.0	水防費	10,882	99.1
歳入合計	138,098	100.0	予備費	100	0.9
民生費	137,998	99.9			
予備費	100	0.1			
歳出合計	138,098	100.0	歳出合計	10,982	100.0

◆平成21年 消防ミニ白書

火災

平成21年中の火災発生件数は、管内全域で85件発生し、昨年と比較しますと23件の減でした。

火災が原因で4名の尊い命が失われ、17名の方が負傷しています。

出火原因ワースト3

1 放火(疑い)	13件
2 たばこ	11件
3 こんろ・天ぷら	9件

市町村別発生状況

龍ヶ崎市	26件
牛久市	19件
稲敷市	18件
利根町	4件
河内町	10件
美浦村	8件

火災件数 85件

火災種別発生状況

建物	60件
林野	1件
車両	8件
その他	16件

火災件数 85件

救急・救助

平成21年中の救急出動件数は8,917件で、昨年より158件減少しました。

事故種別では、急病が5,599件と最も多く、次いで交通事故1,206件、一般負傷1,143件、転院513件、その他456件でした。

救助出動件数は115件(昨年より24件減)で、事故種別では、交通事故47件、火災事故21件、その他が37件でした。

市町村別救急出動件数

龍ヶ崎市	2,739件
牛久市	2,549件
稲敷市	2,036件
利根町	573件
河内町	414件
美浦村	600件
圏域外	6件
出動件数	8,917件

傷病者程度別搬送状況

軽症	4,625件
中等症	2,889件
重症	776件
死亡	168件
その他	6件

搬送人員 8,464件

農地制度が大きく見直されました

～「改正農地法等」が施行されました～

◆問合せ先 河内町農業委員会 TEL 84-2111 (内線151、152)

平成の農地改革と言われる『改正農地法等』が平成21年12月15日に施行されました。

◆農地法の目的等の見直し

農地法の目的規定を、「地域との調和に配慮した耕作者による効率的利用の促進」へと見直し、農地の所有権、賃借権等を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定が設けられました。

◆農地を利用する者の確保・拡大

- 解除条件付貸借契約で一般企業の参入を容認(所有権取得は認められない)
- 農業生産法人への外部からの出資規制の緩和(1/10以下の規制の廃止等)
- 農協による農業経営が、組合員の合意で貸借により可能に

◆農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みをすべての市町村で導入

◆遊休農地対策の強化

遊休農地の所在の明確化と有効利用を徹底。遊休農地の所有者に対する指導・通知・公告・勧告までの手続きを、農業委員会が一貫して行う。また、所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用可能に。

◆相続などによる農地の権利取得の届出制度の創設

農地等についての権利取得を知った日からおおむね10カ月以内に農業委員会に届け出る。

◆農地転用規制の厳格化

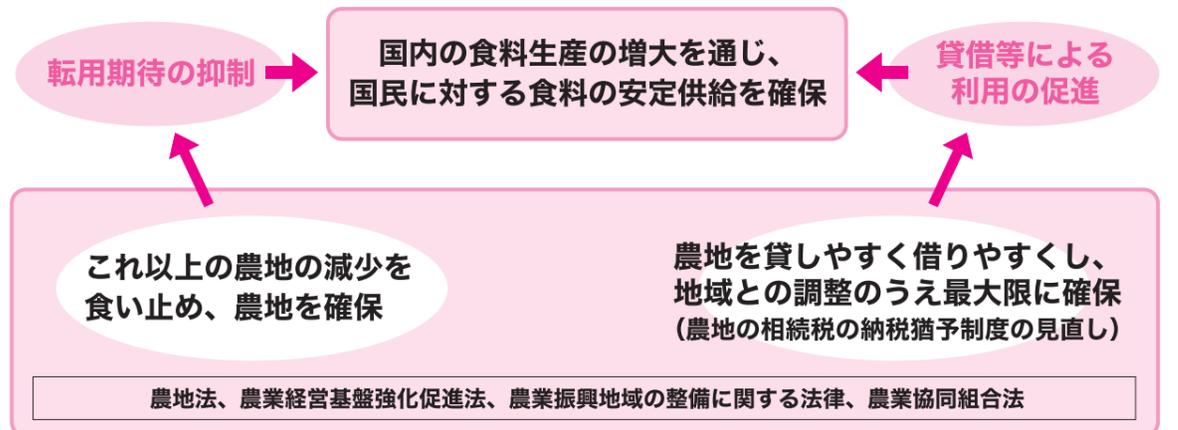
○農地の減少を食い止め、農地を確保するため、農地転用許可基準を厳格化(確保すべき集団的な農地の基準を20haから10haに引き下げ(平成22年6月1日から施行))

○違反転用に対する罰則を強化(法人の場合罰金300万円を1億円に引き上げ)

◆農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない等農用地区域からの除外を厳格化

農地法等の一部を改正する法律の概要



農地制度の見直し

◆問合せ先 稲敷地方広域市町村圏事務組合 TEL 0297-64-3741(代) <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

生涯学習のとびら

H22. vol.42

◆問合せ先◆
河内町長 3689-1
河内町教育委員会事務局生涯学習G
☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

河内ユースクラブ メンバー募集中

◆河内ユースクラブとは？

- ①子どもや、お年寄りとの交流等をする機会にお手伝いをいただき、自分自身も楽しんで幅広い体験ができるボランティア団体です。
- ②ユースクラブは、活動日が決まると、各自連絡がいく仕組みになっています。すべての活動に参加しなければならないということはありません。自分でその活動に参加するかしないかを決めることができます。

◆活動内容

町や町の関係団体が主催する行事のお手伝いです。長期休業などを利用してキャンプやスポーツなどの幅広い活動もあります。

- ◆応募条件 子どもやお年寄りとの交流が好きな高校生以上の男女
- ◆申込方法 生涯学習Gまでご連絡ください。



おはようから始めよう。 「あいさつ声かけ運動」実施中

「あいさつ声かけ運動」は、青少年育成河内町民会議が、毎月はじめ頃に町内各小学校で協力団体と連携して実施しています。家庭、学校、地域で、大人と子ども・大人同士・子ども同士のコミュニケーションを広げる運動です。

(協力団体)
民生委員児童委員協議会、更生保護女性会
防犯連絡員協議会、交通安全母の会
青少年相談員連絡協議会



第10回河内町 スポ少ふれあいまつり

3月14日、町内7つのスポーツ少年団が集まり、10回目の「河内町スポ少ふれあいまつり」が開催されました。

今回も200人を超える児童、指導者、保護者が参加しました。午前中に中央公民館周辺の空缶拾い、ドッジボール、ビーチボールバレーを行い、昼食はお母さん達が作ったカレーをみんなでいただき、午後からはウルトラクイズや優良団員表彰を行いました。



町民の快適な健康づくりを目指して

保健センターだより

～流行を繰り返さないために…麻しん・風しんの予防接種を受けましょう～

平成19年春に高校・大学を中心とした麻しんが大流行したことを覚えていますか？
春は麻しんが流行する時期です。麻しんから、お子さん自身を守るためだけでなく、周囲の人につさないためにも早めに予防接種を受けましょう。対象者は以下のようになります。

	対象年齢
第1期	1～2歳未満
第2期	小学校就学前の1年間（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）

上記に付け加えて、麻しんの流行を繰り返さないようにするために、平成24年度までの期間限定措置で中学校1年生及び高校3年生に相当する年齢の方が、予防接種法で定める麻しん・風しん定期接種の対象者に新たに位置づけられ、1回しか接種していない世代にも2回目の予防接種を受ける機会が与えられることとなりました。平成22年度の対象者の方は、以下のとおりになります。この機会にぜひ予防接種を受けましょう。

平成22年度 の対象者	中学1年生（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ） 高校3年生（平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ）
----------------	---

- ◎中学1年生の方は、町内の各中学校での集団接種となり、学校を通じて通知いたします。
- ◎高校3年生の方には、指定医療機関での個別接種となります。個人通知いたしますので、詳細はそちらをご覧ください。

～こころの健康教室「メンタルヘルスケア」が始まります♪～

平成11年以降、日本では年間自殺者数は3万人、茨城県では700人を超えるという高い水準で推移しています。また、自殺に至らなくても、ストレスフルな今日の社会状況において、さまざまな心の問題を抱えている方が増加しています。自殺は様々な悩みや社会的要因によって心理的に追いつめられ、精神的疾患を発症したり不調を訴え、長い間迷った末になされることが少なくありません。

このような現状を踏まえ、保健センターでは、こころの健康増進として、4月より、毎月、寺西憲二先生によるメンタルヘルスケアの教室を開催します。心の健康づくりについての楽しいお話です。みなさまお誘い合わせの上、ご参加ください。詳しい日程は健康カレンダーをご覧ください。

また、茨城県では、こころの問題について気軽に相談できる「いばらきこころのホットライン」を行っています。祝祭日と年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、午前9時から午後4時まで下記の電話番号で相談をお受けしています（ただし、正午から午後1時を除く）。

※電話相談は1本の回線で行っているため、つながりにくいことがあります。

TEL029-244-0556 (電話相談専用回線)

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 または 84-3682

食と文化について講演



3月5日、龍ヶ崎市で開催された龍ヶ崎市倫理法人会主催のモーニングセミナーにおいて、野高町長が講師として招かれ「食と文化について」と題した講演をされました。

町長は講演内で、世界の食文化と日本の食文化を比較しながらお米の重要さを語りました。

セミナーは、朝6時という早い時間の開始でしたが、会場は同会の会員などで埋め尽くされ、町長の講演に熱心に耳を傾けていました。

かわち寿大学講演会開催



2月26日、改善センターでかわち寿大学が開催されました。今回は、講師に鈴木 昭平氏を迎え、「PSKで充実人生をく人生を楽しく生きる知恵」という題目で講演を聴きました。

当日は学生280名が参加し、先生の話に話を傾けていました。また、当日もたくさんの方の新規入学希望者があり、学生はどんどん増えています。

※PSKとは、
P：体が元気で「ペンペン」のPS
S：頭脳が「シャン」とするのSK
K：150歳で寿命がきたときに「コロリ」と往くのK
の頭文字から作った造語です。

認知症を正しく知ろう

VOL.1

認知症についてきちんと理解していますか？

認知症は、これまで「痴ほう症」とよばれてきた病気です。侮蔑的なニュアンスがあり、また病気の特徴が必ずしも適切に表していないことから、厚生労働省により「認知症」に変更になりました。

認知症は脳の病気であり、誰にとっても身近な病気です。誤解や偏見をなくし、早期発見・対応につなげることが、認知症になってしまったときに、本人、そして周囲の人たちにとってよい結果を生みます。

みなさん、認知症について理解を深め、認知症になっても安心して生活できる社会を築いていきましょう。

Q. 認知症になるのは脳の一部分の人だけですか？

A. 認知症は脳の障害による病気です。誰もがかかる可能性があります。脳は、私達の活動をコントロールしている司令塔です。脳がうまく働かないと、精神や身体の活動もスムーズに運ばなくなり、認知症とは、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりして障害がこり、生活に支障が出てくる状態をいいます。認知症は、誰でもなる可能性がある病気なのです。

Q. 認知症は治療が不可能な病気ですか？

A. 早期発見と適切な治療で、症状を軽減することも可能です。認知症にはまだ解明されていないことが多いのですが、危険因子となる行為・習慣や、症状の改善に有効な予防策が明らかになりつつあります。取り組み次第では発症を防いだり、症状の進行を遅らせることもわかってきました。

そのためには早期発見・早期治療が重要です。認知症を疑うような行動や体調の変化に気づいたら、自分で判断せず、専門の医療機関や、地域の相談窓口を訪ねてください。

Q. 認知症になると、何もできない？ わかれない？

A. 発症しても、その人らしさや感情は保たれています。「認知症の人は何もわからない」とは間違いです。認知症かもしれないと悲しんでいるのは本人です。周囲の人が、認知症の人の障害を理解し、その人ができない部分を補う「支え」があれば、自分でやることも増え、おだやかに暮らしていくことができます。

今月から、多くの方に「認知症」について少しでも理解を深めていただき、認知症になっても安心して生活できる社会を築いていくために掲載していきますので、よろしくお願い致します。

《監修 河内町地域包括支援センター》

子育て支援センターだより ふれあい広場カレンダー

今月からふれあい広場を再開します。子育ては楽しくすばらしいことだけど、ちょっと大変…そして子育てをしていく上では、いろいろと不安になったり、悩みもでてくるものです。センターに来て気軽に声をかけてください。明るくのびのびとした子育てを応援する為に活動内容を考えて進めていこうと思います。一緒にあそびましょう。

5月 かわち認定こども園子育て支援センター (かがる一む) TEL 84-2657

月	火	水	木	金	土・日
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 お外で遊ぼう	7 歌・リズム遊び	1・2/8・9
10 運動遊びをしよう	11 小麦粉粘土あそび	12 お話読み聞かせ(絵本)	13 お外で遊ぼう	14 歌・リズム遊び	15-16
17 運動遊びをしよう	18 お絵描きをしよう	19 お話読み聞かせ(紙芝居)	20 お外で遊ぼう	21 歌・リズム遊び	22-23
24 運動遊びをしよう	25 スタンプ遊びをしよう	26 お話読み聞かせ(ミニミニシアター)	27 お外で遊ぼう	28 歌・リズム遊び	29-30
31 運動遊びをしよう					

主な活動…11日(火)小麦粉粘土遊び (小麦粉で作った粘土でコネコネ、ペタペタ、感触を楽しもう。)
18日(火)お絵描きをしよう (大きな紙にクレヨンでみんなでお絵描きをしよう。)
25日(火)スタンプ遊びをしよう (スポンジやポトルのキャップ等でいろいろ、スタンプを押してみよう。)
7・14・21・28日(金)歌・リズム遊び (簡単な歌、手遊び、お遊戯など一緒に楽しもう。)

5月 かなえつ認定こども園子育て支援センター (ふれあいらんど) TEL 86-2616

月	火	水	木	金	土・日
3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 作ってあそぼう(バクバク人形)	7 お話読み聞かせ(絵本)	1・2/8・9
10 親子ふれあい遊び	11 運動遊びをしよう	12 お外で遊ぼう	13 新聞紙であそぼう	14 お話読み聞かせ(紙芝居)	15-16
17 親子ふれあい遊び	18 運動遊びをしよう	19 お外で遊ぼう	20 小麦粉粘土あそび	21 お話読み聞かせ(ミニミニシアター)	22-23
24 親子ふれあい遊び	25 運動遊びをしよう	26 お外で遊ぼう	27 保健師さんの話を聞こう	28 お話読み聞かせ(絵本)	29-30
31 親子ふれあい遊び					

主な活動…6日(木)作って遊ぼう (牛乳パックの空き容器を使ってバクバクさせて一緒にあそぼう。)
13日(木)新聞紙で遊ぼう (新聞紙をちぎったり、丸めたり、ひらひら舞わせたりして遊ぼう。)
20日(木)小麦粉粘土あそび (小麦粉で作った安全な粘土でコネコネ…感触を楽しもう。)
10・17・24・31日(月)親子ふれあい遊び (手遊び、お遊戯、体操、…など親子でたくさんふれあって遊ぼう。)

●保健師さんが毎月交互に支援センターに来てくれて、健康面などについてアドバイスや相談にのってくれます。一緒にお話ししましょう。5月は27日にかなえつこども園、6月はかわちこども園に来てくれます。身体測定も予定しています。
●活動内容について不明点がありましたら、どんなことでも良いので問い合わせください。
ふれあい広場の時間は午前10時～午前11時の予定です。できれば、予約の電話を入れてください。
支援センターは変わらず、午前9時～午後4時で開放しています。

救命処置講習会開催



3月10日から19日にかけて町職員を対象とした救命処置講習会が稲敷広域消防本部職員を講師に迎え、役場会議室で開催されました。

急病や事故などの緊急時、救急車が到着するまでの数分間にどのような救命処置をとったかが、人命に大きく影響します。

この講習会は、とっさの時の適切な救命法を身につけるのが目的で開催しました。消防職員の指導を受けながら、訓練用のマネキンを使って、人工呼吸や心臓マッサージに併用した救命処置に加えて、心肺停止状態から回復させるため導入された、心臓に電気ショックを当てるAED(自動体外式除細動器)を操作しての実技訓練など一人ひとり熱心に取り組みました。

町内の小中学校で卒業式



3月、今年も町内の小中学校では卒業式が行なわれ、それぞれ学び育った学校を後に巣立っていきました。

河内中学校では、卒業生が感謝の意を込めた合唱を先生、保護者、在校生に贈り3年間過ごした学び舎での思い出に浸っていました。

生板小学校では、真新しい学生服を着た卒業生が6年間の思い出と中学校での希望を胸に巣立っていきました。以下は、今年の各学校の卒業生数です。

・生板小学校	18名
・源清田小学校	20名
・長竿小学校	17名
・金江津小学校	32名
・河内中学校	70名
・金江津中学校	33名

身近な出来事や地元の話をおよせください。秘書広聴課 TEL 84-2111 (内線103)

みんなのまど

4月 April

4月から茨城県消費生活センター分室が集約化されました

茨城県消費生活センター分室（鉾田、土浦、取手、筑西）は、平成22年3月31日に廃止され、茨城県消費生活センター（水戸）に集約化されました。

契約トラブルなどでお困りのときは、下記にご相談ください。

- 茨城県消費生活センター（水戸市棚町1-3-1 水戸合同庁舎内）
TEL029-225-6445
- 消費者ホットライン（全国共通ダイヤル）
TEL0570-064-370（まもろうよ みんなを）
- 河内町役場経済課 TEL84-2111

国保・医療・介護なんでも電話相談室

◆とき
平成22年4月24日（土） 午前9時～午後0時30分

◆受付電話番号
TEL029-228-0600 TEL029-228-0602

◆回答者
ケアマネージャー、ケースワーカー、医療・福祉団体のスタッフ

◆相談料 無料

◆お受けする相談内容
医療や介護サービスの利用で困っていること、費用や保険料負担で困っていること、負担軽減作など。

◆主催 茨城県社会保障推進協議会

◆問合せ先
茨城県社会保障推進協議会 TEL029-823-7930

多重債務で悩んでいませんか？

水戸財務事務所では、多重債務に陥ってしまった方からの相談を受けています。状況をお聞きし、債務整理方法のアドバイスや、必要に応じ法律の専門家への引継ぎも行っています。一人で悩まず、お電話ください。相談は無料です。

◆連絡先
財務省 関東財務局 水戸財務事務所 多重債務相談窓口 専用ダイヤル TEL029-221-3190

平日午前8時30分～正午 午後1時～午後4時30分

第3回いばらき看護職合同進学・就職説明会

高校生及び看護職を目指す方！また、看護学生や

再就職を希望されるすべての看護職の方！社団法人茨城県看護協会では、「第3回いばらき看護職合同進学・就職説明会」を開催します。毎年多くの病院・施設・学校が出席しております。どうぞお気軽にご参加ください。皆様のお越しをお待ちしております。

◆日時及び会場

【つくば会場】

平成22年4月29日（木）午前11時～午後3時

つくば国際会議場1F 多目的ホール

【水戸会場】

平成22年5月9日（日）午前11時～午後3時

水戸プラザホテル2F プラザボールルーム

◆対象者 高校生及び看護職を目指す方、看護学生及びすべての看護職員

◆実施内容

○求人情報提供コーナー（各病院・施設の担当者）

○看護職進学相談コーナー

（各看護系大学・看護師等学校養成所の教員）

○茨城県ナースセンター登録・就職相談コーナー

（ナースセンター専任相談員）

◆参加方法等

参加無料、求職者の事前申込み・予約不要

入退場自由

◆問合せ先

社団法人 茨城県看護協会・茨城県ナースセンター

〒310-0034 水戸市緑町3-5-35 保健衛生会館3F

TEL029-221-6900

E-mail ibaraki@nuese-center.net

こんな時、まずは法テラスへ！

民事問題などで、どこに相談すればよいのか困ったとき、「法テラス」では、法的トラブルを解決するための情報を提供しています。

相談員が相談内容に応じて、法制度や相談機関・団体などの紹介を行っています。また、民事裁判の費用にお困りの方には、費用を一時立替える「法律扶助」制度も行っています。

法テラスは、総合法律支援法に基づき設立された公的な法人です。相談機関などの紹介は無料で行っています。

◆電話番号0570-078374（おなやみなし）

◆開設時間

月～金曜日は午前9時～午後9時、

土曜日は午後5時まで。（日曜日と祝日は休みです。）

◆問合せ先 法テラス茨城

TEL0503383-5390（午前9時～午後5時）

利根川をやさしく見守ってくださる河川愛護モニター募集

◆期間 平成22年7月1日～平成24年6月30日まで

◆応募資格

河内町の利根川付近に在住の満20歳以上の方

◆謝礼 実費程度

◆応募方法

官製ハガキまたはファックスに○氏名、○年齢・性別、○住所・電話番号、○職業、○所属する団体（NPOなど）等があればその団体名、○これまで自治体等の地域に密着した活動へ参加した経験、○応募理由・利根川の感想、○過去の河川愛護モニター経験の有無 を記入の上、応募先に送付してください。

◆応募締切

平成22年5月10日（月）必着

（6月中旬に専攻結果を応募者宛てに送付します。）

◆応募および問合せ先

国土交通省利根川下流河川事務所

金江津出張所 河川愛護モニター担当

〒300-1403 茨城県稲敷郡河内町金江津官堤

TEL0297-86-2002 FAX0297-86-2377

※詳細は、事務所HP（http://www.ktr.mlit.go.jp/

tonege/）または河内町都市整備課、国土交通省金江

津出張所にて配付の公募要綱を参照してください。

応募者の個人情報、当目的以外には使用せず、終了後の処分は厳重に行います。

認知症の家族を介護しているみなさま

（社）認知症の人と家族の会は30年前に結成され、全国に約10,000人の会員がおります。

「会員同士がともに励ましあい助けあって、人として実りある人生を送ると共に、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する」ため様々な活動をしてあります。

茨城県支部の主な活動は介護家族の交流会「つどい」、会報の発行です。新しく会員になられた多く

の方から「家族の会に加入し『つどい』に参加して日頃のつらい思いを話し合い、介護に取り組む勇気が得られた」などの声が寄せられております。

『つどい』は

筑波記念病院（第1金曜日午後1時～3時）

茨城県水戸合同庁舎（第2金曜日午後1時～3時）

で開催しております。

あなたも家族の会の仲間になりませんか。そしてつらい介護に立ち向かっていきましょう。

ぜひご連絡ください。お待ちしております。

◆問合せ先

社団法人認知症の人と家族の会茨城県支部

茨城県つくば市要1187-299 TEL・FAX 029-879-0808

4月の納税

固定資産税（1期）

国民健康保険税（1期）

介護保険料（1期）

徴収日は4月30日です。

※平成21年度から、固定資産税・軽自動車税・町県民税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は送付された納付書のまま、郵便局の窓口でも納付できるようになりました。（納期限を過ぎたものを除く）

俳句

かわち俳句会

けんかして仲良くなりて土筆摘む
寺田 節子

好文亭春のしぐれとなりけり
川口 ふく

先を行く夫陽炎の人となり
大野けい子

三角の卵サンドや春の雲
椿 公子

川底に映れる雲や葦芽ぶく
橋爪 かん

招かざる花粉飛び散る春の空
吉田 四郎

ポイ捨てのボトルのラベル水温む
大野志げ子

子を連れてつくしを摘みし遠き日や
鴻野 たけ

春風が自転車押して走ってる
若泉 栄治

とろろ汁なんと平和な音をして
津根としお

心にも萌えるものや青き踏む
田沼 和子

耕せり畑に消えゆく春の雪
遠藤 正雄

啓蟄やスカートの色華やかに
杉原 利代

襖絵の飛天微笑む寺の春
田中 康夫

短歌

かわち短歌会

自分史の三十一文字読みかえし七十五歳かなしくなりぬ
庄司登千子

菜の花にうめつくされし河川敷牛追う子等の跳び行くことし
町田マサ子

うららかな日黄色の帽子列をなし土手をひばりの鳴きゆく如し
石山 候江

用足しへ往復六里自転車休ませ休ませ七十路の吾
山田マサエ

インパクトドライバーの音響くなり花粉を付けし杉の林に
青野 清一

人の世の情と道理に導かれ無学の老も日日恙なし
青木 保